

旅客營業規則

旅客営業規則 目次

第1編 総 則

第1条	この規則の目的	1
第2条	適用範囲	1
第3条	用語の意義	1
第4条	運賃・料金前払の原則	2
第5条	契約の成立時期および適用規定	2
第6条	旅客の運送等の制限または停止	2
第7条	運行不能の場合の取扱方	2
第8条	キロ程のは数計算方	3
第9条	期間の計算方	3
第10条	乗車券類等に対する証明	3
第11条	旅客等の提出する書類	3

第2編 旅 客 営 業

第1章 通 則

第12条	削 除	
第13条	乗車券類の購入および所持	4
第14条	キロ程	4
第15条～第17条	削 除	

第2章 乗車券類の発売

第1節 通 則

第18条	乗車券類の種類	4
第19条	乗車券類の発売箇所	5
第20条	乗車券類の発売範囲	5
第21条	乗車券類の発売日	5
第21条の2	乗車券類の発売時間	5
第22条	乗車券類の購入申込書	5
第23条	伝染病患者に対して発売する乗車券	5
第23条の2	払いもどし等について特約した乗車券類の発売	5
第23条の3	割引乗車券の発売の制限	6

第24条	割引乗車券等不正使用の場合の取扱い	6
第25条	割引証が無効となる場合およびこれを使用できない場合	6
	第2節 普通乗車券の発売	
第26条	普通乗車券の発売	6
第27条～第29条	削 除	
第30条	被救護者割引普通乗車券の発売	6
第31条	被救護者割引証	7
第32条	割引普通乗車券の発売	7
第32条の2	乗継割引普通乗車券の発売	8
	第3節 定期乗車券の発売	
第33条～第34条	削 除	
第35条	通勤定期乗車券の発売	9
第36条	通学定期乗車券の発売	9
第36条の2	削 除	
第37条	削 除	
第37条の2	定期乗車券の一括発売	9
第38条～第38条の4	削 除	
	第4節 回数乗車券の発売	
第39条	回数乗車券の発売	10
第39条の2	削 除	
第39条の3	削 除	
第40条	通学用割引回数乗車券の発売	10
第41条～第42条	削 除	
	第5節 団体乗車券の発売	
第43条	団体乗車券の発売	10
第44条	削 除	
第45条	団体旅客運送の申込	11
第46条	団体旅客運送の予約	11
第47条	団体旅客申込人員等の変更	12
第48条	団体旅客に対する責任人員	12
第49条	団体旅客に対する保証金	12
第50条	削 除	
第51条	一部区間不乗の団体乗車券の発売	13
	第6節 貸切乗車券の発売	
第52条	貸切乗車券の発売	13
第53条	貸切旅客運送の申込	13

第54条	貸切旅客運送の予約	13
第55条	貸切旅客に対する保証金等	14
第56条	削 除	
	第7節 削 除	
第57条～第57条の4	削 除	
	第8節 座席指定券の発売	
第58条	座席指定券の発売	14
第58条の2	座席指定券の発売の特例	14
第59条	削 除	
	第9節 削 除	
第60条	削 除	
	第10節 削 除	
第61条～第62条	削 除	
	第11節 削 除	
第63条～第64条	削 除	

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通 則

第65条	旅客運賃・料金の種類	15
第66条	削 除	
第67条	旅客運賃計算の原則	15
第68条	旅客運賃計算上のキロ程の計算方	15
第69条～第72条	削 除	
第73条	旅客の区分およびその旅客運賃・料金	15
第74条	小児の旅客運賃	16
第74条の2	割引の旅客運賃・料金	16
第74条の3	削 除	
第75条	座席指定料金の概算収受	16
第76条	旅客運賃割引の重複適用の禁止	16
	第2節 普通旅客運賃	
第77条	大人片道普通旅客運賃	16
第78条～第89条	削 除	
第90条	往復普通旅客運賃・往復割引旅客運賃	17
第91条～第92条	削 除	
第93条	被救護者割引	17
第94条	特殊割引	17

第94条の2 乗継割引普通旅客運賃	17
第3節 定期旅客運賃	
第95条 定期旅客運賃	18
第96条～第105条 削 除	
第4節 回数旅客運賃	
第106条 回数旅客運賃	18
第106条の2 削 除	
第107条 通学用割引回数旅客運賃	18
第108条～第110条 削 除	
第5節 団体旅客運賃	
第111条 団体旅客運賃	18
第112条 団体旅客運賃の計算方	19
第113条～第114条 削 除	
第115条 実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃	19
第116条 削 除	
第117条 団体旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算	19
第118条 削 除	
第6節 貸切旅客運賃	
第119条 貸切旅客運賃	20
第120条～第121条 削 除	
第122条 貸切旅客運賃の最低額	20
第123条 貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃	20
第124条 貸切旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算	20
第7節 削 除	
第125条～第129条 削 除	
第8節 座席指定料金	
第130条 座席指定料金	20
第131条～第135条 削 除	
第9節 削 除	
第136条～第139条 削 除	
第10節 その他の料金	
第140条～第142条 削 除	
第143条 車両の留置料金	21
第144条 削 除	
第145条 貸切取消の場合の回送料	21
第146条 削 除	

第4章 乗車券類の効力

第1節 通 則

第147条	乗車券類の使用条件	21
第148条	乗車券類の効力の特例	21
第149条	券面表示事項が不明となった乗車券類	22
第150条	不乗区間に対する取扱い	22
第151条	有効期間の起算日	22
第152条	小児用乗車券類の効力の特例	22
第153条	乗車券類不正使用未遂の場合の取扱い	22

第2節 乗車券の効力

第154条	有効期間	22
第155条	有効期間の特例	23
第156条	途中下車	23
第157条～第162条	削 除	
第163条	削 除	
第163条の2	割引回数乗車券の効力	23
第164条	改氏名の場合の定期乗車券の書替	23
第165条	乗車券が前途無効となる場合	23
第166条	前途無効となる乗車券の特例	23
第167条	定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合	23
第168条	定期乗車券の無効となる場合	24
第169条	削 除	
第170条	通学定期乗車券の効力	25
第171条	被救護者用割引乗車券および通学用割引回数乗車券の効力	25

第3節 座席指定券の効力

第172条	座席指定券の効力	25
第173条	削 除	
第174条	座席指定券が無効となる場合	25

第4節 削 除

第175条～第177条 削 除

第5節 削 除

第178条～第182条 削 除

第6節 削 除

第182条の2～第182の3 削 除

第5章 乗車券類の様式

第1節 通 則

第183条	乗車券類の表示事項	27
第184条	この章に規定する乗車券類の様式の変更または補足等	27
第185条	削 除	
第186条	地模様の印刷	27
第187条	乗車券類の駅名等の表示方	28
第188条	旅客運賃の割引・後払等に対する表示	28

第2節 乗車券の様式

第1款 普通乗車券の様式

第189条	常備片道乗車券の様式	29
第190条～第192条	削 除	
第193条	常備往復乗車券の様式	29
第194条～第198条	削 除	

第2款 定期乗車券の様式

第199条	常備定期乗車券の様式	30
第200条	削 除	
第201条	削 除	
第202条	削 除	

第3款 回数乗車券の様式

第203条	常備回数乗車券の様式	30
第204条～第207条の3	削 除	

第4款 団体乗車券の様式

第208条	団体乗車券の様式	30
-------	----------	----

第5款 貸切乗車券の様式

第209条	貸切乗車券の様式	30
第210条	削 除	

第3節 削 除

第211条～第213条	削 除
-------------	-----

第4節 座席指定券の様式

第214条	座席指定券の様式	31
第215条～第216条	削 除	

第5節 削 除

第217条～第218条	削 除
-------------	-----

第6節 削 除

第219条～第221条	削 除
-------------	-----

第7節 削 除

第222条～第223条 削 除

第8節 特別補充券の様式

第224条 特別補充券の発行 31

第225条 一般用特別補充券の様式 31

第226条～227条 削 除

第6章 乗車券類の改札および引渡し

第1節 通 則

第228条 乗車券類の改札 32

第229条 乗車券類の引渡し 32

第2節 乗車券の改札および引渡し

第230条 普通乗車券の改札および引渡し 32

第231条 定期乗車券の改札および引渡し 32

第232条 回数乗車券の改札および引渡し 32

第233条 団体乗車券および貸切乗車券の改札および引渡し 32

第3節 削 除

第234条 削 除

第4節 座席指定券の改札

第235条 座席指定券の改札 33

第5節 削 除

第236条 削 除

第6節 削 除

第236条の2 削 除

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通 則

第237条 乗車変更等の取扱箇所 33

第237条の2 削 除

第238条 払いもどし請求権行使の期限 33

第239条 削 除

第240条 乗車変更をした乗車券について旅客運賃の収受または払いもどし
をする場合の既収額 33

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通 則

第241条 乗車変更の種類 34

第242条	乗車変更の取扱範囲	34
第243条	割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限	34
第243条の2	乗継割引区間にかかわる乗車変更の扱い	34
第244条～第245条	削 除	
第246条	乗車変更の扱いをした場合の乗車券の有効期間	35
第247条	別途乗車	35
	第2款 旅行開始前の乗車変更の扱い	
第248条	乗車券類変更	35
	第3款 旅行開始後の乗車変更の扱い	
第249条	区間変更	35
第250条～第252条	削 除	
第253条	団体乗車券変更	36
第254条～第260条	削 除	
	第3節 旅客の特殊取扱い	
	第1款 通則	
第261条	旅客運賃の払いもどしに伴う割引証の返還	36
第262条	乗車変更等の手数料の払いもどし	36
第263条	旅客運賃の払いもどしをしない場合	36
	第2款 乗車券類の無札および無効	
第264条	乗車券の無札および不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受	37
第265条	定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受	37
第266条	乗車駅等が不明の場合の旅客運賃・増運賃等の計算方	38
第267条	座席指定券の無札および不正使用旅客に対する座席指定料金・増料金の収受	38
	第3款 乗車券の紛失	
第268条	乗車券紛失の場合の取扱方	38
第269条	再収受した旅客運賃の払いもどし	38
第270条	団体乗車券または貸切乗車券紛失の場合の取扱方	38
	第4款 任意による旅行の取りやめ	
第271条	旅行開始前の旅客運賃の払いもどし	39
第272条	使用開始前の定期旅客運賃および回数旅客運賃の払いもどし	39
第273条	座席指定料金の払いもどし	39
第273条の2	旅行開始前の団体旅客運賃または貸切旅客運賃の払いもどし	39
第274条	旅行開始後の旅客運賃の払いもどし	39
第275条	不乗区間に対する旅客運賃の払いもどしをしない場合	40
第276条	削 除	
第277条	定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし	40

第277条の2	回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし	40
第278条	旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし	40
第279条	傷い疾病等の場合の証明	41
第280条	有効期間延長の特例	41
第281条	削 除	
	第5款 運行不能および遅延	
第282条	列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方	41
第282条の2	旅行中止による旅客運賃の払いもどし	42
第283条	有効期間の延長	42
第284条	無賃送還の取扱方	43
第285条	削 除	
第286条	運行不能等の場合の旅客運賃払いもどし駅	44
第287条	不通区間を別途旅行した場合の旅客運賃の払いもどし	44
第288条	定期乗車券もしくは回数乗車券の有効期間の延長または旅客 運賃の払いもどし	44
第289条	削 除	
第290条	座席指定料金の払いもどしの特例	44
第290条の2	削 除	
第290条の3	運行不能・遅延等の場合のその他の請求	45
	第6款 誤乗および誤購入	
第291条	誤乗区間の無賃送還	45
第292条	誤乗区間無賃送還の取扱方	45
第293条	乗車券類の誤購入の場合の取扱方	45

第8章 入 場 券

第1節 入場券

第294条	入場券の発売	46
第295条	入場券の料金	46
第296条	入場券の効力	46
第297条	入場券が無効となる場合	46
第298条	入場券の様式	46
第299条	入場券の改札および引渡し	46
第300条	無札入場者	46
第301条	入場料金の払いもどし	47

第2節 削 除

第301条の2	削 除	
---------	-----	--

第9章 削 除

第302条～第306条 削 除

第10章 手回り品

第307条 手回り品および持込禁制品	47
第307条の2	48
第308条 無料手回り品	48
第309条～第311条の5 削 除	
第312条 持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置	49
第313条～第314条 削 除	
第315条 手回り品の保管	49
第316条 削 除	

第11章 削 除

第316条の2～第316条の10 削 除

第12章 削 除

第1節 削 除

第317条～第324条 削 除

第2節 削 除

第325条～第327条 削 除

別表第1号.....	50
別表第2号.....	51
別表第3号.....	53
別表第4号.....	61
改札きょうこん表.....	62

旅 客 営 業 規 則

第 1 編 総 則

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、京王電鉄株式会社（以下「会社」という。）の旅客の運送およびこれに附帯する入場券の発売の事業（以下「旅客の運送等」という。）について合理的な取扱い方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行をはかることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 当社線による旅客の運送等については、別に会社が公示する場合を除いて、この規則を適用する。

2 他の運輸機関と連絡運輸をする場合は、別に定める場合を除いて東日本旅客鉄道会社制定の「旅客連絡運輸規則」の定めるところによる。

3 会社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、会社は、変更および変更内容を予め告知するものとする。

4 旅客の運送等の契約を行う場合、会社は、この規則または旅客の運送等に関して会社が別に公示した事項を、旅客等がすべて承諾したものとみなす。

(用語の意義)

第 3 条 この規則において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「当社線」とは、会社が経営する鉄道線をいう。
- (2) 「京王線」とは、新宿～京王八王子間の線区をいう。
- (3) 「高尾線」とは、北野～高尾山口間の線区をいう。
- (4) 「相模原線」とは、調布～橋本間の線区をいう。
- (5) 「競馬場線」とは、東府中～府中競馬正門前間の線区をいう。
- (6) 「動物園線」とは、高幡不動～多摩動物公園間の線区をいう。
- (7) 「井の頭線」とは、渋谷～吉祥寺間の線区をいう。
- (8) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。
- (9) 「列車」とは、旅客を運送する列車をいう。
- (10) 「乗車券類」とは、乗車券および座席指定券をいう。

- (11) 「座席指定券」とは、立席利用を含む座席指定列車等の乗車時に必要な乗車券類をいう。
- (12) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、改札業務を省略している駅から旅行を開始する場合は、乗車することをいう。

(運賃・料金前払の原則)

第4条 旅客の運送等の契約を行なおうとする場合、旅客等は、現金をもって、所定の運賃・料金を支払うものとする。ただし会社において特に認めた場合は、後払いとすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、定期旅客運賃・団体旅客運賃・貸切旅客運賃および貸切旅客に対する料金については、旅客は会社が特に認めた場合、小切手またはクレジットカードをもって支払うことができる。

(契約の成立時期および適用規定)

第5条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃・料金を支払い乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、会社が別に定めるインターネットによる座席指定券の発売サービス（以下、「京王チケットレスサービス」という。）により発売する座席指定券の料金は、乗車日に適用する規定によるものとする。

(旅客の運送等の制限または停止)

第6条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限または停止をすることがある。

- (1) 乗車券類および入場券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限または発売の停止
- (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入場方法または乗車する列車の制限
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間または持込の列車等の制限

- 2 前項の制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱い)

第7条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客またはこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着または通過となる乗車券を発売することがある。

- (1) 不通区間については、任意に旅行する
- (2) 不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない

- 2 列車の運行が不能となった場合であっても、会社において他の運輸機関の利用またはその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなし、旅客の取扱いをする。

(キロ程のは数計算方)

第8条 キロ程を用いて運賃・料金を計算する場合の1キロメートル未満のは数は、1キロメートルに切り上げる。

(期間の計算方)

第9条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(乗車券類等に対する証明)

第10条 会社において、乗車券類等、旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、その証票に証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(旅客等の提出する書類)

第11条 旅客の運送等の契約に関し、会社に提出する書類には墨・インキまたはボールペンをもって記載するものとし、かつ、会社が特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

2 旅客等は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に、相当の証印を押すものとする。

3 旅客等から提出を受けた書類および書類の記載事項は、運送等の契約に関してのみ使用する。ただし、会社が別に明示した場合を除く。

第2編 旅 客 営 業

第1章 通 則

第12条 削 除

(乗車券類の購入および所持)

第13条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。ただし、係員の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は、降車駅において相当の運賃・料金を支払うものとする。

2 会社が特に座席指定料金を収受するものとして指定した列車（以下「座席指定列車」という。）に乗車するときは、あらかじめ座席指定券を購入し、これを所持しなければならない。ただし、第58条の2に定める場合を除く。

(キロ程)

第14条 旅客運賃の計算その他運送条件を、キロメートルをもって定める場合は、別に定める場合を除き、別表第1号に定める鉄道営業キロ程による。

第15条～第17条 削 除

第2章 乗車券類の発売

第1節 通 則

(乗車券類の種類)

第18条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

(1) 乗車券

- | | |
|---------|----------------------|
| ア 普通乗車券 | { 片道乗車券
往復乗車券 |
| イ 定期乗車券 | { 通勤定期乗車券
通学定期乗車券 |
| ウ 回数乗車券 | |
| エ 団体乗車券 | |
| オ 貸切乗車券 | |

(2) 座席指定券

(乗車券類の発売箇所)

第19条 乗車券類は、別に定める場合を除き、駅において発売する。

- 2 前項の規定にかかわらず、係員の承諾を得て乗車券を所持しないで乗車した旅客に対する旅客運賃・料金は降車駅において収受する。
- 3 乗車券類は前各項に規定するほか、会社が設置した案内所および臨時に設置した乗車券臨時発売所または乗車券の発売を委託した個所において発売することがある。

(乗車券類の発売範囲)

第20条 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、定期乗車券および会社が特に認めた乗車券類は他駅から有効なものを発売することがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、乗車券を集中発売する場合で特に会社において指定した場合は、その乗車券の有効区間に関係のない駅において発売することができる。

(乗車券類の発売日)

第21条 乗車券類は、次の各号に定めるものを除いて、発売当日から有効開始となるものを発売する。

- (1) 定期乗車券は、有効期間の開始日の14日前から発売する。
- (2) 団体乗車券または貸切乗車券は、運送引受後であって旅客の出発日の21日前から発売する。

(乗車券類の発売時間)

第21条の2 駅における乗車券類の発売時間は、別に定める場合を除き、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から、終発列車の発車時刻までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、定期乗車券・団体乗車券・貸切乗車券・座席指定券および集中または予約発売する乗車券については、その発売時間を別に定めることがある。

(乗車券類の購入申込書)

第22条 乗車券類を発売する場合は、駅に設備する購入申込書に必要事項の記入を求め、これの提出を請求することがある。(自動販売機などの機器への入力を含む)

(伝染病患者に対して発売する乗車券)

第23条 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症（同法第7条の規程に基づき、政令で定めるところにより同法第19条または第20条の規程を準用するものに限る。）、新感染症および新型インフルエンザ等感染症患者（以下「伝染病患者」という。）に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。

(払いもどし等について特約した乗車券類の発売)

第23条の2 会社が業務上特に必要と認めた場合は旅客運賃・料金の払いもどし・乗車変更の取扱いについて、特別の約束をして乗車券類を発売することがある。

(割引乗車券の発売の制限)

第23条の3 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅行開始前に限って発売する。

(割引乗車券等不正使用の場合の取扱い)

第24条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証または通学定期乗車券もしくは通学証明書を、使用資格者が不正使用し、または使用資格者以外の者に使用させた時は、その使用資格者に対し、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証が無効となる場合およびこれを使用できない場合)

第25条 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき
- (2) 表示の事項をぬり消し、または改変したものを使用したとき
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき
- (4) 有効期間中であっても使用資格を失った者が使用したとき
- (5) 記名人以外の者が使用したとき

2 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないものおよび発行者または使用者が必要な箇所に押印していないもの
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの

第2節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第26条 旅客が列車に乗車する場合は次の各号に定めるところにより片道乗車券または往復乗車券を発売する。

(1) 片道乗車券

普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合を除く。

(2) 往復乗車券

往路または復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復1回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間・経路または旅客運賃が異なるものを除く。

第27条～第29条 削 除

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第30条 東日本旅客鉄道会社制定の学校・救護施設取扱規則第21条に規定する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、または救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第31条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅

客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道または往復の割引普通乗車券を発売する。

- 2 被救護者が老幼・虚弱もしくは障害のためまたは逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人に限って、前項の規定を準用する。
- 3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は被救護者に対して往路用の片道乗車券を発売するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することができる。

(被救護者割引証)

第31条 被救護者は、前条の規定による割引乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から、割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名および年齢、付添人を必要とするときは付添人の氏名および年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称ならびにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、使用するものとする。

- 2 前項の割引証の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 3 第1項の割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

(割引普通乗車券の発売)

第32条 会社が特に必要と認める場合は、通年または期間を限定して割引普通乗車券を発売することがある。

- 2 前項の規定によって割引普通乗車券を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて、発売駅・発売区間・発売期間・割引運賃額等をその都度関係の駅に掲示する。

(乗継割引普通乗車券の発売)

第32条の2 旅客が次に定める当社線と他社線との区間を乗り継いで旅行する場合は、乗継の割引普通乗車券を発売する。

当 社 線	接 続 駅	他 社 線
多磨霊園～府中間各駅 および府中競馬正門前駅、 中河原駅、聖蹟桜ヶ丘駅	分倍河原	東日本旅客鉄道南武線 府中本町駅、 西府駅および谷保駅 東日本旅客鉄道武蔵野線 北府中駅
初台～笹塚間各駅	新 宿	東日本旅客鉄道山手線 高田馬場～原宿間各駅 東日本旅客鉄道中央本線 東中野～信濃町間各駅 都営新宿線 新宿三丁目駅および曙橋駅 都営大江戸線 西新宿五丁目～国立競技場間各駅 小田急小田原線 南新宿～代々木上原間各駅 東京地下鉄丸ノ内線 中野新橋および新中野～新宿御苑前間各駅 東京地下鉄副都心線 東新宿～北参道間各駅（東京地下鉄丸ノ内線 新宿～新宿三丁目経由）
渋谷～池ノ上間、新代田 ～西永福間各駅および 笹塚駅、代田橋駅、 下高井戸駅、桜上水駅	下 北 沢	小田急小田原線 参宮橋～東北沢間各駅および 世田谷代田～経堂間各駅
神泉～東松原間各駅	渋谷	東日本旅客鉄道山手線 代々木～恵比寿間各駅 東京地下鉄銀座線 表参道駅および外苑前駅 東京地下鉄半蔵門線 表参道駅および青山一丁目駅 東京地下鉄千代田線 代々木公園～乃木坂間各駅 東京地下鉄副都心線 明治神宮前駅および北参道駅 東急東横線 代官山駅および中目黒駅 東急田園都市線 池尻大橋駅および三軒茶屋駅
井の頭公園～高井戸間各駅	吉 祥 寺	東日本旅客鉄道中央本線 西荻窪駅および三鷹駅

第3節 定期乗車券の発売

第33条～第34条 削 除

(通勤定期乗車券の発売)

第35条 旅客が、会社が定めた範囲内の区間および経路を同じくして乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月または6箇月有効の通勤定期乗車券を発売する。

2 定期乗車券の購入申込書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(通学定期乗車券の発売)

第36条 指定学校（東日本旅客鉄道会社が指定した学校、以下同じ）の学生（第40条第1項第1号に規定する学生を除く、以下この条において同じ）、生徒、児童または幼児が次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において、必要事項を記入して発行した通学証明書（様式第3号）を提出したときまたは第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書（様式第7号）を呈示し、かつ定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときもしくは当社が指定するサービスを通じて、所定の申込を行い、電子ファイル化した通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用の証明書を送信したときは、1箇月、3箇月または6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。

(1) 居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を通学のため乗車する場合

(2) 会社が定めた範囲内の区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合

2 通学証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。ただし、旅客鉄道会社制定の学校および救護施設指定取扱規則第15条第3項および第8項の規定による有効期間の開始日または有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。

3 指定学校の学生、生徒もしくは児童が実習のため実習場等まで乗車する場合で、会社が必要と認めたときは、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

第36条の2 削 除

第37条 削 除

(定期乗車券の一括発売)

第37条の2 前4条の規定により定期乗車券を発売する場合は、これを一括して発売することがある。

2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、当該定期乗車券の所定の有効期間には数となる日数を附加して発売することがある。

第38条～第38条の4 削 除

第4節 回数乗車券の発売

(回数乗車券の発売)

第39条 旅客が、第40条または別の規定に定めるところによる割引条件に該当する場合で、当社線内の区間および経路を同じくしてしばしば乗車する場合は、11券片の回数乗車券を発売する。

第39条の2 削 除

第39条の3 削 除

(通学用割引回数乗車券の発売)

第40条 指定学校のうち通信による教育を行う高等学校の生徒が、面接授業または、試験のため、第39条に定める区間を区間および経路を同じくして順路により乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、旅客の居住地もより駅と在籍する指定学校のもより駅までの相互間について、通学用割引回数乗車券を発売する。

2 前項の通学用割引回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引証は、通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証に、東日本旅客鉄道会社制定の学校救護施設指定取扱規定第11条第5項の規定によりその在籍する指定学校の代表者において乗車券の種類・乗車区間その他必要事項を記入したものとする。

3 前項の規定により提出する通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は発行の日から1箇月とする。

第41条～第42条 削 除

第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第43条 利用施設・発着駅および経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する一団の旅客であって、次の各号の1に該当し、かつ、会社が団体として運送の引受をしたものに対しては、旅客運賃を割引した団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

ア 次の1に該当する学校等の学生等が25人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師および看護婦を含む。以下同じ。）またはこれと同行する旅行者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒または児童の場合は、その人員が25人未満のときであってもこの取扱いをする。

- (ア) 指定学校の学生（第40条第1項第1号に規定する学生を除く）・生徒・児童または幼児。
 - (イ) 児童福祉法第39条に規定する保育所および同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園（以下これらを「保育所等」という。）の児童。
 - イ アの付添人は、大人とし、当該団体を構成する旅客が次の1に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。
 - (ア) 幼稚園の幼児、保育所等の児童または小学校第3学年以下の児童であるとき
 - (イ) 障害または虚弱のため、会社において付添を必要と認めたとき
 - ウ アの旅行業者は、当該団体を構成する人員（旅行業者を含む。）が99人までのときはうち1人、100人以上100人までを増すごとにうち1人とする。
- (2) 普通団体

前号以外の旅客によって構成された25人以上の団体で責任のある代表者が引率するもの

第44条 削 除

（団体旅客運送の申込）

第45条 第43条の規定により団体乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員・行程・乗車すべき列車、その他輸送計画に必要な事項を記載した団体旅客運送申込書を提出して、団体旅客運送の申込を行うものとする。ただし、会社において特に認める場合は、団体旅客運送申込書の提出を省略することができる。

2 前項の申込書の様式は、様式第4号のとおりとする。

3 第1項の規定による場合の申込者は、次のとおりとする。

- (1) 学生団体 教育長または学校長（保育所等の代表者を含む。以下この号において同じ）ただし、2校以上連合の場合で教育長または学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、教育長または代表学長名を明示するものとする。

(2) 普通団体 代表者または旅行業者

4 前項第1号の場合で2校以上連合のときは、団体旅客運送申込書に関係学校別の人員を明示するものとする。

（団体旅客運送の予約）

第46条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込を受けた場合で会社において運輸上支障がないと認めたときは、その団体旅客運送の引受をする。

2 前項の規定により、団体旅客運送の引受をしたときは、その申込者に様式第5号による団体乗車券購入用紙を交付する。

3 前項の規定によって、団体乗車券購入用紙の交付を受けた団体旅客運送申込者は、団体乗車券購入の際、これを呈示するものとする。

(団体旅客申込人員等の変更)

第47条 団体旅客の運送引受後、旅客の都合による申込人員その他取扱い条件の変更は、会社において運輸上支障がないと認めた場合に限り、これを行う。

(団体旅客に対する責任人員)

第48条 団体旅客を次の各号の1により運送する場合は、その団体旅客の全行程について申込人員（大人と小児との混合の団体の場合は、大人と小児との各別の申込人員）の9割に相当する人員（1人未満の人数は、大人と小児とを各別に切り捨てる。）を責任人員とし、実際乗車人員が、これに満たない場合であっても、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受することを条件として運送の引受を行なう。ただし旅客車専用扱の団体の場合にあつては、第119条の貸切旅客運賃収受定員の9割に相当する人員（その人員は大人とし、1人未満の人数は1両ごとに切り捨てる。）をもって責任人員とする。

(1) 特別に列車を設定し、または旅客車を増結して運送する場合

(2) 旅客車専用扱とする場合

(3) その他特別の手配をして運送する場合

2 団体旅客運送の引受け後、前条の規定による団体の引受条件の一部の変更の承諾を行なう場合で、前項の規定による責任人員に異動を生ずるときは、責任人員が増加したとき責任人員を変更し、責任人員が減少したときは責任人員の変更を行なわない。

3 前項の規定にかかわらず、団体旅客運送の引受後において、会社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要性が生じ、これを申込者が承諾し、かつ、第1項の規定による責任人員が減少したときは責任人員を減ずることがある。

(団体旅客に対する保証金)

第49条 団体旅客の申込者は、前条の規定により責任人員を附された場合は、団体旅客運送引受けの内容に従って計算した団体旅客運賃の1割に相当する額（100円未満の人数は100円単位に切り上げる）を保証金とし、会社に納付するものとする。

(1) 団体旅客に対して責任人員をつけた場合

(2) 前号の外、会社において特に必要と認めた場合

2 前項の規定による保証金は、会社において指定した日までに団体乗車券を購入する箇所に納付するものとし、申込者がその期日までに保証金を納付しなかったときは、その申込が取り消されたものとみなす。

3 保証金の納付後において、会社の責に帰さない事由によって、申込者がその申込を取り消したときは、これを返還しない。

4 第47条の規定による団体申込人員の変更の承諾を行ったときは保証金の納付前の場合にあつては、変更後の申込人員・行程に対する保証金を納付させ、また、保証金の納付後の場合にあつては納付すべき保証金の額と既収の保証金の額とを比較し、不足額があるときはこれを収受し、過剰額は返還しない。

- 5 保証金の納付後において、会社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ、納付すべき団体旅客運賃が減じたときは、減額分相当の保証金を返還することがある。
- 6 保証金は、団体乗車券発売の際、団体旅客運賃の一部に充当し、過剰額があってもその過剰額は返還しない。
- 7 保証金は、次の各号の1に該当する場合に限り、その納付額全額の返還を行なう。
 - (1) 会社の都合によって解約した場合
 - (2) 天災事変等の原因によって、団体旅行ができなくなったため解約した場合
- 8 保証金に対しては利子を附さない。

第50条 削 除

(一部区間不乗の団体乗車券の発売)

第51条 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、会社において特に承諾した場合は、その区間を通した団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合は団体旅客運送申込の際に、その区間を明示するものとする。

第6節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

第52条 貸切乗車券は、次の各号の1に該当する単位をもって旅客車等を貸し切る旅客に対して発売する。

- (1) 全車貸切
1 車両単位で貸し切る場合
- (2) 列車貸切

列車を単位として貸し切る場合。ただし、旅客車2両以上の場合に限る。

(貸切旅客運送の申込)

第53条 前条の規定により貸切乗車券を購入しようとする者はあらかじめ、その人員、行程その他輸送計画に必要な事項を記載した貸切旅客運送申込書を提出して、貸切旅客運送の申込を行うものとする。ただし、会社において特に認める場合は、団体旅客運送申込書の提出を省略することができる。

- 2 貸切旅客運送申込書は、第45条第2項に規定する団体旅客運送申込書の「団体」の文字を「貸切」と訂正して使用する。

(貸切旅客運送の予約)

第54条 旅客から、前条の規定による貸切旅客運送の申込を受けた場合で、会社において運輸上支障がないと認めたときは、その貸切旅客運送の引受をする。

- 2 前項の規定により貸切旅客運送の引受をしたときは、その申込人に、第46条第2項に

規定する団体乗車券購入用紙の「団体」の文字を「貸切」と訂正するほか貸切旅客運送の引受に関する必要事項を加除訂正した貸切乗車券購入用紙を交付する。

(貸切旅客に対する保証金等)

第55条 第46条第3項、第47条および第49条から第51条までの規定は、貸切旅客の場合に準用する。

第56条 削 除

第7節 削 除

第57条～第57条の4 削 除

第8節 座席指定券の発売

(座席指定券の発売)

第58条 座席指定券は、座席指定列車に乗車する場合に、取扱駅その他、京王チケットレスサービスにおいて発売する。

2 座席指定券は、乗車日および乗車する座席指定列車を指定して発売する。

3 第1項の規定による取扱駅等については、別に定める。

(座席指定券の発売の特例)

第58条の2 座席指定列車に、係員の承諾を得ずに、かつ事前に座席指定券を購入せず乗車した旅客に対しては、第58条の特例として座席指定列車の車内で、乗車駅および乗車区間を指定した座席指定券を発売する。ただし、満席等の理由により、座席の指定を行えない場合もある。

第59条 削 除

第9節 削 除

第60条 削 除

第10節 削 除

第61条～第62条 削 除

第11節 削 除

第63条～第64条 削 除

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通 則

(旅客運賃・料金の種類)

第65条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次のとおりとする。

(1) 旅客運賃

- | | | | |
|---|--------|---|----------|
| ア | 普通旅客運賃 | { | 片道普通旅客運賃 |
| | | | 往復普通旅客運賃 |
| イ | 定期旅客運賃 | { | 通勤定期旅客運賃 |
| | | | 通学定期旅客運賃 |
| ウ | 回数旅客運賃 | | |
| エ | 団体旅客運賃 | | |
| オ | 貸切旅客運賃 | | |

(2) 座席指定料金

第66条 削 除

(旅客運賃計算の原則)

第67条 旅客運賃は、旅客の実際乗車する発着区間について計算する。

(旅客運賃計算上のキロ程の計算方)

第68条 キロ程を使用して旅客運賃を計算する場合は、別に定める場合を除いて、同一方向に連続する場合に限りこれを通算する。

第69条～第72条 削 除

(旅客の区分およびその旅客運賃・料金)

第73条 旅客運賃は、次に掲げる旅客の年齢別の区分によってこの規則に定めるところにより、その旅客運賃を収受する。

- | | |
|----|-------------|
| 大人 | 12才以上の者 |
| 小児 | 6才以上12才未満の者 |
| 幼児 | 1才以上6才未満の者 |
| 乳児 | 1才未満の者 |

2 前項の規定による幼児であっても、次の各号の1に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃を収受する。

- (1) 幼児が、幼児だけで旅行するとき
- (2) 幼児が、乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客を除く）に2人をこえて随伴されて旅行するとき。ただし、2人をこえた者だけ小児とみなす。
- (3) 幼児が、団体旅客として旅行するときまたは団体旅客に随伴されて旅行するとき

- (4) 幼児または乳児が、指定列車の座席を幼児または乳児だけで使用して旅行するとき
- 3 前項の場合のほか、幼児または乳児に対しては、旅客運賃を収受しない。
- 4 座席指定料金は、旅客の年齢によって区別しない。

(小児の旅客運賃)

第74条 小児の片道普通旅客運賃または定期旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃または大人定期旅客運賃をそれぞれ折半して、10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額とする。

(割引の旅客運賃・料金)

第74条の2 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金または小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額を差し引いて10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額（以下このは数の計算方法を「は数計算」という。）とする。

第74条の3 削 除

(座席指定料金の概算収受)

第75条 車内において座席指定料金を収受する場合は、座席指定料金の概算額を収受することがある。

- 2 前項の規定によって収受した概算額は、前途の駅において旅客の申出によって精算する。

(旅客運賃割引の重複適用の禁止)

第76条 旅客は、旅客運賃について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について重複して旅客運賃の割引を請求することができない。

第2節 普通旅客運賃

(大人片道普通旅客運賃)

第77条 大人片道普通旅客運賃は、乗車する発着区間のキロ程により、次により計算した額とする。

4キロメートルまで	140円
4キロメートルを超え、6キロメートルまで	160円
6キロメートルを超え、9キロメートルまで	190円
9キロメートルを超え、12キロメートルまで	210円
12キロメートルを超え、15キロメートルまで	230円
15キロメートルを超え、19キロメートルまで	280円
19キロメートルを超え、24キロメートルまで	320円
24キロメートルを超え、30キロメートルまで	360円
30キロメートルを超え、37キロメートルまで	390円
37キロメートルを超え、44キロメートルまで	410円
44キロメートルを超え、52キロメートルまで	430円

第78条～第89条 削 除

(往復普通旅客運賃・往復割引旅客運賃)

第90条 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

2 往復割引旅客運賃は、割引の片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

第91条～第92条 削 除

(被救護者割引)

第93条 第30条の規定により被救護者またはその付添人に対して、割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の5割を割引する。

(特殊割引)

第94条 第32条の規定により割引普通乗車券を発売する場合の普通旅客運賃の割引率は、その都度定める。

(乗継割引普通旅客運賃)

第94条の2 第32条の2の規定により発売する場合の乗継の割引普通旅客運賃は、次により計算した額とする。

(1) 大人片道割引普通旅客運賃

ア 当社線と分倍河原接続東日本旅客鉄道南武線・武蔵野線、新宿接続東京地下鉄丸ノ内線、都営新宿線・大江戸線、小田急小田原線、新宿接続東京地下鉄丸ノ内線新宿～新宿三丁目経由副都心線、下北沢接続小田急小田原線、渋谷接続東京地下鉄銀座線・半蔵門線・千代田線、副都心線、東急東横線・田園都市線との乗継の場合。
当社の大人片道普通旅客運賃から10円を差し引いた額と他社線の大人片道普通旅客運賃から10円を差し引いた額とを併算した額とする。

イ 当社線と新宿接続東日本旅客鉄道山手線・中央本線、渋谷接続東日本旅客鉄道山手線、吉祥寺接続東日本旅客鉄道中央本線との乗継の場合。
当社の大人片道普通旅客運賃から10円を差し引いた額と他社線の大人片道普通旅客運賃とを併算した額とする。

(2) 小児片道割引普通旅客運賃

ア 当社線と分倍河原接続東日本旅客鉄道南武線・武蔵野線、新宿接続東京地下鉄丸ノ内線、都営新宿線・大江戸線、小田急小田原線、新宿接続東京地下鉄丸ノ内線新宿～新宿三丁目経由副都心線、下北沢接続小田急小田原線、渋谷接続東京地下鉄銀座線・半蔵門線・千代田線・副都心線、東急東横線・田園都市線との乗継の場合。
当社の小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額と他社線の小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額とを併算した額とする。

イ 当社線と新宿接続東日本旅客鉄道山手線・中央本線、渋谷接続東日本旅客鉄道山手線、吉祥寺接続東日本旅客鉄道中央本線との乗継の場合。
当社の小児片道普通旅客運賃から10円を差し引いた額と他社線の小児片道普通旅客運賃とを併算した額とする。

第3節 定期旅客運賃

(定期旅客運賃)

第95条 大人定期旅客運賃は、別表第2号に定める額とする。

第96条～第105条 削 除

第4節 回数旅客運賃

(回数旅客運賃)

第106条 回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人の回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。
- (2) 小児の回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

第106条の2 削 除

(通学用割引回数旅客運賃)

第107条 第40条の規定により通学用割引回数乗車券を発売する場合は、大人回数旅客運賃の5割を割引する。

第108条～第110条 削 除

第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第111条 第43条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより普通旅客運賃の割引を行なう。

(1) 学生団体

学生・生徒・児童および幼児ならびに付添人および教職員。

3 割引

(2) 普通団体

1 割引

- (3) 前各号によるほか、その団体旅客が普通団体については25人以上、学生団体については26人以上99人までのときは、うち1人の旅行業者等を、また100人以上100人までを増すごとに、うち1人の旅行業者等をそれぞれ無賃とする。

(注) 旅行業者等とは、旅行業者その他団体の引率者をいうものとし、第1項第3号の適用順位は、旅行業者を第1位、その他団体引率者を第2位とする。

(団体旅客運賃の計算方)

第112条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額をは数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額をは数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人・小児各別に前各号の規定によって算出した額を合計した額とする。

2 前項第1号の場合において、その構成人員中に割引率を異にするものがあるときは、その割引率を異にする人員ごとに同号の規定を適用する。

第113条～第114条 削 除

(実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃)

第115条 第48条の規定による条件をもって運送の引受をした団体旅客の実際乗車人員が責任人員に満たない場合は、実際乗車人員と責任人員に対する不足人員（大人・小児別に責任人員がつけられている団体については大人・小児別の不足人員。）とによって団体が構成されるものとして団体旅客運賃を収受する。

2 前号の場合、次の各号の人員を、大人1人を小児2人に、また小児1人を大人0.5人にそれぞれ換算（換算人員の合計に1人未満のは数が生じた場合は、そのは数を切り捨てる。）して、不足人員から差し引いて計算する。

- (1) 大人および小児に責任人員がつけられている団体について、大人または小児の一方の人員が責任人員より超過したときは、その超過人員
- (2) 旅客車専用扱の団体および大人だけに責任人員がつけられている団体について大人が責任人員より減少し、新たに小児が加わったときは、加わった小児の人員

第116条 削 除

(団体旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算)

第117条 団体旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算は、第68条の規定によるほか、次のとおりとする。

- (1) 旅客が第51条の規定により不乗区間の旅客運賃を支払うときは、前後の区間およびその不乗区間のキロ程を通算する。
- (2) 途中において、貸切区間が介在する場合は、その前後の区間のキロ程を通算する。

2 前項のキロ程の通算は、運賃の計算方法が異なるごとに区分して併算したキロ程とする

3 第156条ただし書の規定により途中下車をする団体旅客に対してはその下車駅をもって前後のキロ程を打ち切って団体旅客運賃を計算する。

第118条 削 除

第6節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第119条 第52条の規定によって旅客車を貸切とする場合にはその車両の定員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

第120条～第121条 削 除

(貸切旅客運賃の最低額)

第122条 第119条の規定による場合の貸切旅客運賃の最低額はその全貸切区間の旅客運賃が20キロメートル分の旅客運賃に満たないときであっても、第119条の規定によって計算した20キロメートル分の旅客運賃とする。

(貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃)

第123条 貸切旅客の実際乗車人員が、旅客運賃収受定員を超過するときは、その超過人員に対して大人普通旅客運賃を収受する。この場合、大人普通旅客運賃の最低額については前条の規定を準用する。

(貸切旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算)

第124条 第117条第1項第1号、第2項および第3項の規定は、貸切旅客運賃の計算をする場合に準用する。

第7節 削 除

第125条～第129条 削 除

第8節 座席指定料金

(座席指定料金)

第130条 第58条の規定によって発売する座席指定券の料金は別表第4号に定める額とする。

2 前項の座席指定料金は、平日または土・休日の別、発売方法の別により収受する。

3 第58条の2により、座席指定券を発売する場合の料金は、旅客1人につき1,000円とする。

第131条～第135条 削 除

第9節 削 除

第136条～第139条 削 除

第10節 その他の料金

第140条～第142条 削 除

(車両の留置料金)

第143条 第52条の規定によって旅客車等を貸切とする旅客の申出によって、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合で、その滞留時間が6時間をこえるときまたは旅客の下車駅と異なる他駅に回送する場合で下車駅の到着時間から再び乗車する駅の出発時刻までに6時間をこえるときはその超過時間について、旅客車1両につき2時間までごとに1,980円の留置料金を収受する。

2 前項の規定による車両留置料金を貸切乗車券の発売駅において収受する場合は、貸切乗車券によってあわせ収受する。

第144条 削 除

(貸切取消の場合の回送料)

第145条 貸切旅客に対して使用する旅客車を他駅から回送した後、申込者の都合によってその申込を取り消した場合は、その回送区間および返送区間の全キロ程について旅客車1両1キロメートルにつき240円の車両回送料金を収受する。この場合、回送区間および返送区間のキロ程は、打ち切って各別に計算する。

2 前項の規定による回送料は、保証金を収受したものにあつては、これを収受しない。

第146条 削 除

第4章 乗車券類の効力

第1節 通 則

(乗車券類の使用条件)

第147条 乗車券類は、乗車人員を記載したものを除き、1券片をもって1人が、1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

2 同一旅客が、同一区間に対して有効な2枚以上の同種の乗車券類を所持する場合は、その乗車については、その1枚のみを使用することができる。

3 乗車券類は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には、使用することができない。

(乗車券類の効力の特例)

第148条 乗車券類は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず使用することができる。

(1) 大人用の乗車券を小児が使用して乗車する場合

(2) 乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合

(券面表示事項が不明となった乗車券類)

第149条 乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは使用することができない。

2 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券にあっては、取扱駅）に差し出して書替を請求することができる。

3 前項の規定により旅客から書替の請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、その乗車券類と引換に再交付の取扱いをする。

(不乗区間に対する取扱い)

第150条 旅客は、第148条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間の途中駅から旅行を開始した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

(有効期間の起算日)

第151条 乗車券類の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、その乗車券類を発行した当日から起算する。

(小児用乗車券類の効力の特例)

第152条 小児用の乗車券類は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が12才に達した場合であっても、第147条の規定にかかわらずこれを使用することができる。

(乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方)

第153条 旅客が、その乗車について効力のない乗車券類を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなくその証明ができる場合はこの限りでない。

第2節 乗車券の効力

(有効期間)

第154条 乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

(1) 普通乗車券

ア 片道乗車券 1日とする。

イ 往復乗車券 片道乗車券の有効期間の2倍とする。

(2) 定期乗車券

通勤および通学定期乗車券

1箇月・3箇月または6箇月とする。

(3) 回数乗車券

3箇月とする。ただし、通信教育を行なう高等学校用割引回数乗車券は6箇月とする。

(4) 団体乗車券
その都度定める。

(5) 貸切乗車券
その都度定める。

(有効期間の特例)

第155条 前条の規定にかかわらず、24時から終列車までの間に乗車する旅客に対しては、その所持する乗車券が有効期間の翌日となっても有効とする。

(途中下車)

第156条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券（定期乗車券を除く。）によって、その券面に表示された発着区間内の任意の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行すること（以下「途中下車」という。）ができない。ただし、別に定める場合はこの限りでない。

第157条～第162条 削 除

第163条 削 除

(割引回数乗車券の効力)

第163条の2 旅客運賃割引証によって購入した割引回数乗車券は、使用資格者が使用する場合に限り有効とする。

(改氏名の場合の定期乗車券の書替)

第164条 定期乗車券の利用者は、氏名を改めた場合は、これを駅に差し出してその氏名の書替を請求しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第165条 乗車券（往復乗車券または回数乗車券については、その使用する券片）は、次の各号の1に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 定期乗車券以外の乗車券を所持する旅客が途中下車したとき
- (2) 旅客が第312条の取扱いを受けたとき
- (3) 鉄道営業法（明治33年法律第65号）第42条の規定によって車外に退去させられたとき

(前途無効となる乗車券の特例)

第166条 前条第1号の規定にかかわらず、旅客が実際の乗車駅と下車駅との区間に対する普通旅客運賃を支払ったときは、前途に対し、有効として取扱いをう。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第167条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換で購入した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき

- (3) 第25条第1項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき
 - (4) 資格等を偽って発行された各種割引証または証明書で購入した乗車券を使用したとき
 - (5) 券面表示事項を、ぬり消し、または改変して使用したとき
 - (6) 区間の連続していない2枚以上の普通乗車券もしくは回数乗車券または普通乗車券と回数乗車券とを使用してその各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき
 - (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき
 - (8) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき
 - (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし第155条に規定する場合を除く。
 - (10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき
 - (11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第152条に規定する場合を除く。
 - (12) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき
 - (13) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき
- 2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（定期乗車券の無効となる場合）

第168条 定期乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき
 - (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき
 - (3) 使用資格・氏名・年令・区間または通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき
 - (4) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき
 - (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用してその各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき
 - (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券または回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき
 - (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき
 - (8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき
 - (9) 有効期間満了後の定期乗車券を使用したとき
 - (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第170条の規定による証明書を携帯しなければならない者が、これを携帯していないとき
 - (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき
 - (12) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき
- 2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

第169条 削 除

(通学定期乗車券の効力)

第170条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した様式第7号による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

2 指定学校においてその代表者が発行した証明書または学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは同項の証明書に代用することができる。

(被救護者用割引乗車券および通学用割引回数乗車券の効力)

第171条 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した乗車券は、その割引証に記入されている被救護者または付添人が、その施設の代表者の発行した様式第8号による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

2 前項の証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

3 第1項の割引証を使用して購入した付添人用往復乗車券の往片は、同項の規定によるほか、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

4 旅客運賃割引証を使用して購入した通学用割引回数乗車券は、その割引証に記入されている生徒・学生がその指定学校の代表者の発行した前条所定の証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

第3節 座席指定券の効力

(座席指定券の効力)

第172条 旅客が所持する座席指定券は、その券面に指定された乗車日、指定列車、指定号車、指定座席に限って有効とする。

第173条 削 除

(座席指定券が無効となる場合)

第174条 座席指定券は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項が不明となった座席指定券を使用したとき
- (2) 座席指定券を指定列車以外または指定号車以外で使用したとき
- (3) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき
- (4) 乗車日を指定された座席指定券を指定日以外の日を使用したとき
- (5) 使用を開始した座席指定券を他人から譲り受けて使用したとき
- (6) その他座席指定券を不正乗車の手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造した座席指定券を使用して指定列車に乗車した場合に準用する。

第4節 削 除

第175条～第177条 削 除

第5節 削 除

第178条～第182条 削 除

第 6 節 削 除

第182条の2～第182条の3 削 除

第5章 乗車券類の様式

第1節 通 則

(乗車券類の表示事項)

第183条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 臨時に発売する乗車券類その他特殊の乗車券類にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

(この章に規定する乗車券類の様式の変更または補足等)

第184条 この章において規定する乗車券類の様式は、印刷上の形式であつて、それぞれの乗車券類は相当の事項を印刷するとともに、発売する際に不足する事項または印刷を省略した事項等について、印章を押し、記載し切断しまたは入きょうする等の方法によって補うものとする。

2 乗車券類の様式は、必要によって、次の各号に規定するところにより変更することがある。

- (1) 前条第1項に規定する表示事項

ア 表示事項の一部裏面表示

イ 表示事項の配列の変更

- (2) 前号以外の様式

ア 乗車券類の寸法の変更

イ 表示事項の表示箇所

ウ 表示事項の一部の省略または追加

3 乗車券類の様式で、大人・小児等に共用できる様式のものであつても、専用の様式を使用することがある。

4 小児用等の乗車券は、次の各号に規定する記号を関係券片の表面に影文字等をもって印刷する。

- (1) 小児用の乗車券「小」

- (2) 学生用の乗車券「学または学小」

第185条 削 除

(地模様の印刷)

第186条 この章に規定する乗車券類には、別に定める場合を除き、表面に様式第9号の地

模様を印刷する。

(乗車券類の駅名等の表示方)

第187条 乗車券類の駅名および旅客運賃の表示方は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名および着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券および貸切乗車券の乗車区間については、実際乗車する区間ごとの発駅名および着駅名を表示する。
- (2) 旅客運賃が同額のため、2 駅以上を共通とした場合の乗車券の着駅名は、最遠駅名を表示する。ただし、普通片道乗車券は着駅名を金額をもって表示することがある。
- (3) 旅客運賃が同一方向、同額地帯のため2 駅以上を共通の着駅とした場合の常備片道乗車券および常備往復乗車券の着駅名は、その同額地帯の最遠駅を表示する。

(旅客運賃の割引・後払等に対する表示)

第188条 旅客運賃の割引・後払等を行なう乗車券には、その証として、関係券片の表面に、ゴム印の押なつ等により、次の各号に定める記号の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券および第6号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、またはこの表示を省略することがある。

- (1) 旅客運賃を割引するもの

ア 第93条の規定による被救護者割引

(ア) 被救護者用



(イ) 付添人用



イ 第94条に規定する特殊割引

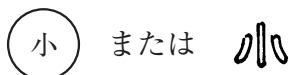


ウ 第107条各号の規定による学生割引

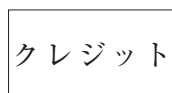
(ア) 第1号の規定によるもの (イ) 第2号の規定によるもの



- (2) 大人用または大人小児用の乗車券を小児用とするもの



- (3) 旅客運賃を後払いとするもの



- (4) 再交付するもの

再

- (5) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券をその有効期間の開始日前から有効とさせるもの

継 続

- (6) 有効期間の開始日を発売日後の日とするもの

「何月何日から有効」ただし、表面に表示しがたいときは裏面に表示し、表面には「**前**」と表示する。

- (7) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの

証
第 号

または 「証第 号」

- (8) 片道乗車券2枚を発行し、往復乗車券に代用するもの

ゆ き
2日間有効

か え り
2日間有効

または

往 復
2日間有効

- 2 常備式の乗車券に前項第1号に規定する割引記号を表示して発売する場合は、その乗車券に表示されている旅客運賃額は訂正しない。

第2節 乗車券の様式

第1款 普通乗車券の様式

(常備片道乗車券の様式)

第189条 常備片道乗車券の様式は、次のとおりとする。

- (1) 金額式大人小児用（様式第10号の1）
- (2) 金額式大人小児用（自動券売機用）（様式第10号の2）
- (3) 連絡金額式大人小児用（様式第11号の1）
- (4) 連絡金額式大人小児用（自動券売機用）（様式第11号の2）

第190条～第192条 削 除

(常備往復乗車券の様式)

第193条 常備往復乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人小児用（自動印刷機用）（様式第12号）

第194条～第198条 削 除

第2款 定期乗車券の様式

（常備定期乗車券の様式）

第199条 常備定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用（定期印刷発行機用）（様式第13号）

第200条～第202条 削 除

第3款 回数乗車券の様式

（常備回数乗車券の様式）

第203条 常備回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

回数乗車券 大人用・小児用

自動印刷機用（様式第15号）

第204条～第207条の3 削 除

第4款 団体乗車券の様式

（団体乗車券の様式）

第208条 団体乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 団体乗車券（様式第16号の1）

(2) 補充団体乗車券（様式第16号の2）

第5款 貸切乗車券の様式

（貸切乗車券の様式）

第209条 貸切乗車券の様式は、前条に規定する団体乗車券の様式の「団体」の文字を「貸切」と訂正したものとする。

第210条 削 除

第3節 削 除

第211条～第213条 削 除

第4節 座席指定券の様式

(座席指定券の様式)

第214条 座席指定券の様式は、次のとおりとする。

- (1) 座席指定券 (様式第19号)
- (2) 補充座席指定券 (様式第19号)

第215条～第216条 削 除

第5節 削 除

第217条～第218条 削 除

第6節 削 除

第219条～第221条 削 除

第7節 削 除

第222条～第223条 削 除

第8節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第224条 特別補充券は、この章の第1節および第2節に規定する乗車券として発行するほか、第7章に規定する乗車変更等の取扱いをした場合にその取扱いをした証として発行する。

2 特別補充券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般用 (出札補充券および改札補充券)

(一般用特別補充券の様式)

第225条 一般用特別補充券の様式は、次のとおりとする。

出札補充券および改札補充券 (様式第17号)

第226条 削 除

第227条 削 除

第6章 乗車券類の改札および引渡し

第1節 通 則

(乗車券類の改札)

第228条 乗車の目的で乗降場に入場し、または乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して、係員の改札（自動改札装置による改札を含む。以下乗車券類の改札および引渡しについて同じ。）を受け、定められた場所から入出場するものとする。

2 前項の規定によるほか、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けるものとする。その乗車券類の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についてもまた同じ。

(乗車券類の引渡し)

第229条 旅客は、その所持する乗車券類が効力を失い、もしくは不要となった場合またはその乗車券類を使用する資格を失った場合は、その乗車券類を係員に引き渡すものとする。

第2節 乗車券の改札および引渡し

(普通乗車券の改札および引渡し)

第230条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際にその乗車券を係員に呈示して入きょう等を受けるものとする。

2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了したときまたは途中下車をしたときはその乗車券を係員に引き渡すものとする。

(定期乗車券の改札および引渡し)

第231条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際および旅行を終了した際に、その乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 定期乗車券を使用する旅客は、その乗車券の有効期間が満了した際に、直ちにこれを係員に引き渡すものとする。

(回数乗車券の改札および引渡し)

第232条 回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際にその乗車券を係員に呈示して入きょう等を受け、旅行を終了した際に、これを係員に引き渡すものとする。

(団体乗車券および貸切乗車券の改札および引渡し)

第233条 団体乗車券または貸切乗車券を使用する旅客の引率者は旅行を開始する際および途中下車をする際に、その乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 前項の引率者は、団体旅客または貸切旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

第3節 削 除

第234条 削 除

第4節 座席指定券の改札

(座席指定券の改札)

第235条 座席指定券を使用する旅客は、座席指定列車に乗車するときは、係員にこれを呈示し改札を受けるものとする。

第5節 削 除

第236条 削 除

第6節 削 除

第236条の2 削 除

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通 則

(乗車変更等の取扱箇所)

第237条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅において行う。ただし、旅客運賃の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取扱う。

第237条の2 削 除

(払いもどし請求権行使の期限)

第238条 旅客は、旅客運賃について払いもどしの請求をすることができる場合であっても、その乗車券が発行の日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

第239条 削 除

(乗車変更をした乗車券について旅客運賃の収受または払いもどしをする場合の既収額)

第240条 乗車変更の取扱いをした乗車券について、旅客運賃の収受または払いもどしをする場合は、旅客が現に所持する乗車券を発駅で購入した場合の旅客運賃額を収受しているものとして収受または払いもどしの計算をする。ただし、払いもどしの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃額により取扱う。

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通 則

(乗車変更の種類)

第241条 旅客が、その所持する乗車券に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に会社が取扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 当該乗車券による旅行開始前に申出があった場合
乗車券類変更
- (2) 当該乗車券による旅行開始後に申出があった場合
 - ア 区間変更
 - イ 団体乗車券変更

(乗車変更の取扱範囲)

第242条 乗車変更の取扱いは、第248条に規定する乗車券類変更の取扱いをする場合を除き、その変更の開始される駅の属する券片に限って取扱う。

2 前項の場合で、区間変更の取扱いをするときで、非変更区間と変更区間と通じた経路が一部もしくは全部が復乗となるときは、乗車変更の取扱いをしない。

(割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第243条 区間・経路等に制限のある種類の割引乗車券または回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(乗継割引区間にかかわる乗車変更の取扱い)

第243条の2 第32条の2の規定による乗継割引普通旅客運賃の適用区間にかかわる乗車変更の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 乗継割引普通乗車券を所持した旅客が同区間内に区間変更する場合は、実際乗車区間の乗継割引普通旅客運賃と原乗車券に対するすでに収受した運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。
- (2) 乗継割引区間外に区間変更する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃と原乗車券に対するすでに収受した運賃とを比較し、不足額を収受する。
- (3) 次の表の区間においては、乗車変更する旅客に対しても乗継割引運賃を適用する。

当 社 線	接 続 駅	他 社 線
初台～笹塚間各駅	新 宿	都営新宿線 新宿三丁目駅および曙橋駅 都営大江戸線 西新宿五丁目～国立競技場間各駅

第244条～第245条 削 除

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間)

第246条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数（取扱いの当日は含めない。）を差し引いた残余の日数とする。
ただし、乗車変更の取扱いをする場合は第154条に規定する日数とする。

(別途乗車)

第247条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるときまたは旅客運賃計算の打切り等によって旅客の希望する通りの変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間について別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取扱う。

2 旅客が、乗車券に表示された発着区間内の未使用区間の駅を発駅として、その駅から分岐する他の区間を別途乗車する場合またはその駅から折返して原乗車券の発着区間内を乗車する場合は、前項の規定に準じて取扱う。

第2款 旅行開始前の乗車変更の取扱い

(乗車券類変更)

第248条 普通乗車券または座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前または使用開始前にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限ってその乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）をすることができる。

2 乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対する既に収受した旅客運賃または料金と変更する乗車券に対する旅客運賃または料金を比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしする。

3 前項の規定により、旅客運賃の計算をする場合に、原乗車券が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。

第3款 旅行開始後の乗車変更の取扱い

(区間変更)

第249条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券に表示された着駅について、次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という。）をすることができる。

- (1) 着駅を当該着駅をこえた駅への変更
- (2) 着駅を当該着駅と異なる方向への変更

2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号の定めるところにより取扱う。

- (1) 前項第1号に規定する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃と原乗車券に対するすでに収受した運賃とを比較し、不足額を収受する。
- (2) 前項第2号に規定する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃と、原乗車券に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

第250条～第252条 削 除

(団体乗車券変更)

第253条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申出て、その承諾を受け、区間変更または乗車列車等の変更をすることができる。ただし、これらの変更は輸送上の支障がない場合に限り取扱う。

2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、旅客運賃収受人員または変更人員に対して、次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃を収受する。

この場合旅客運賃については、無割引の普通旅客運賃によって計算する。

- (1) 第249条第1項1号に規定する場合は、旅客運賃収受人員に対する無割引の普通旅客運賃を収受する。
- (2) 第249条第1項第2号および同3号に規定する場合は、変更区間に対する旅客運賃収受人員について計算した無割引の普通旅客運賃と不乗区間に対する同一の計算による無割引の普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

第254条～第260条 削 除

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通 則

(旅客運賃の払いもどしに伴う割引証の返還)

第261条 旅客は、割引証を提出して購入した乗車券について払いもどしの取扱いをうけた場合は、既に提出した割引証の返還を請求することができない。

(乗車変更等の手数料の払いもどし)

第262条 旅客は、会社が乗車変更等の際に収受した手数料についてその払いもどしを請求することができない。

(旅客運賃の払いもどしをしない場合)

第263条 旅客は、第148条第1号の規定により小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額についてその払いもどしを請求することができない。

第2款 乗車券類の無札および無効

(乗車券の無札および不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第264条 旅客が、次の各号の1に該当する場合は、その旅客の乗車駅からの普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせ収受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき
- (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入きようを受けないで乗車したとき
- (3) 第167条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき
- (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み、またはその取集めの際に引渡しをしないとき

2 前項の場合、旅客が、第167条第1項第6号の規定により無効となる普通乗車券または回数乗車券で乗車したときは、使用した各乗車券の券面に表示された区間と、区間外を通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃および増運賃を、その旅客から収受する。

3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第4項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第1項の規定による旅客運賃および増運賃を、その団体申込者から収受する。

4 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車しまたは小児の人員として大人を乗車させたときは、第167条の規定にかかわらず、その超過人員または大人だけを、その団体申込者から第1項本文の規定による旅客運賃および増運賃を収受する。

(定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第265条 第168条第1項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条第2項において準用する場合を含む。）は、その当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせ収受する。

- (1) 第168条第1項第1号から第5号までの1に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日から、同項第7号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第8号に該当する場合はその発売の日から、同項第9号に該当する場合はその有効期間満了の日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間（同項第5号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とをあわせた区間）を、毎日1往復（または2回）ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃
- (2) 第168条第1項第6号に該当する場合であって、回数乗車券を使用したときは、定期乗車券および回数乗車券の券面に表示された区間と、その区間外とを通じた区間を、1往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃
- (3) 第168条第1項第6号に該当する場合であって、普通乗車券を使用したときおよび同項第10号から第12号までの1に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃

(乗車駅等が不明の場合の旅客運賃・増運賃等の計算方)

第266条 第264条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車等の出発駅（出発駅の異なる2個以上の列車を併結運転している場合は、その最遠の出発駅。また、接続列車等のある場合でその接続列車等に乗車したことが明らかなきときは、その接続列車等の出発駅）から、乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

(座席指定券の無礼および不正使用旅客に対する座席指定料金・増料金の収受)

第267条 本条は、第264条の規定を、第174条の規定により、座席指定券を無効として回収した場合について準用し、第58条の2に準じた座席指定料金と、その2倍に相当する額の増料金とをあわせ収受する。

第3款 乗車券類の紛失

(乗車券類紛失の場合の取扱方)

第268条 旅客が、旅行開始後、乗車券類を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、第264条、第266条または第267条の規定による旅客運賃・料金および増運賃・増料金を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃・料金を収受し、また、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金を収受して、増運賃および増料金は収受しない。

2 前項の場合、旅客は旅行終了駅において、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客は、この限りでない。

3 第1項後段および前項の規定は、旅客が旅行開始前に乗車券（定期乗車券および回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

(再収受した旅客運賃・料金の払いもどし)

第269条 前条の規定によって普通旅客運賃・料金および増運賃・増料金を支払った旅客は紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再収受証明書とを最寄駅に差し出して、発見した乗車券類1枚につき手数料140円（連絡乗車券にあっては220円、座席指定券にあっては100円。）を支払い、その旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・料金および増運賃・増料金を支払った日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

(団体乗車券または貸切乗車券紛失の場合の取扱方)

第270条 旅客が、団体乗車券または貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を

認定することができるときは第268条の規定にかかわらず、別に旅客運賃を収受しないで相当の団体乗車券または貸切乗車券の再交付をすることがある。ただし再交付の請求をしたときにおいて、その乗車券について既にその旅客運賃の払いもどしをしている場合を除く。

第4款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)

第271条 旅客は、旅行開始前に普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入きょう前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については有効期間の開始日前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしをすることができる。この場合旅客は手数料として乗車券1枚につき140円（連絡乗車券にあっては220円）を支払うものとする。

2 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が往復乗車を発売条件として発売した割引乗車券であって往片を使用している場合の払いもどし額は、同項の規定にかかわらず、既に収受した往復旅客運賃から既に使用した往片に対する普通旅客運賃を差し引いた残額とする。

(使用開始前の定期旅客運賃および回数旅客運賃の払いもどし)

第272条 前条第1項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券および使用開始前の回数乗車券について準用する。ただし、払いもどし手数料は1枚について220円とする。

(座席指定料金の払いもどし)

第273条 旅客は、座席指定券が不要となった場合は、その指定列車がその乗車駅の出発する時刻前までにこれを駅に差し出したときに限って、すでに支払った座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として100円支払うものとする。

(旅行開始前の団体旅客運賃または貸切旅客運賃の払いもどし)

第273条の2 旅客は、旅行開始前に団体乗車券または貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前までにこれを駅に差し出したときに限って、既に支払った団体旅客運賃または貸切旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円（保証金を充当して発行したものについては、保証金の額に充当する額）を支払うものとする。

2 団体旅客または貸切旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払いもどしすることがある。

(旅行開始後の旅客運賃の払いもどし)

第274条 旅客が、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、その

乗車券を前途に対して無効として回収し、旅客運賃の払いもどしをしない。

- 2 前項の規定にかかわらず、往復乗車券の未使用券片については、第271条の規定を適用する。

(不乗区間に対する旅客運賃の払いもどしをしない場合)

第275条 旅客は、第148条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合、または、同区間内の途中駅で下車した後に、前途の駅から任意に乗車した場合の不乗区間については、旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

第276条 削 除

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第277条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合旅客は手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

- 2 前項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入した、1箇月未満の経過日数は1箇月として計算する。
- 3 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は次の各号によって計算する。
 - (1) 使用経過月が1箇月または3箇月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
 - (2) 使用経過月数が2箇月のときは、1箇月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
 - (3) 使用経過月数が4箇月のときは、3箇月と1箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
 - (4) 使用経過月数が5箇月のときは、3箇月と1箇月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第277条の2 旅客は回数乗車券の使用開始後、その回数乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った回数旅客運賃から券面区間に対する所定の片道普通旅客運賃に使用済み券片数を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として220円を支払うものとする。

- 2 前項の規定により旅客が払いもどしの請求をする場合に、その回数乗車券が割引のもの（第40条に規定する通学用割引回数乗車券を除く）であるときは、券面区間に対する普通旅客運賃をその回数乗車券に適用した割引率による片道普通旅客運賃によって計算する。

(旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし)

第278条 旅客は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合であってかつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1回に限って乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数について乗車券の有効期間の延長を請求し、

または既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として普通乗車券は1枚につき140円、定期乗車券・回数乗車券・団体乗車券または貸切乗車券は、1枚につき220円を支払うものとする。

(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき

(2) 国会からの喚問その他これに類する行政権または司法権の発動によって、旅行を中止したとき

2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。

3 定期乗車券・回数乗車券・団体乗車券または貸切乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。

4 旅客は、第1項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出てその乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受けるものとする。この場合、旅客が第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(傷い疾病等の場合の証明)

第279条 旅客は、前条の規定により有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしを請求する場合は、その原因が外傷等で一見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

(有効期間延長の特例)

第280条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれた場合は、直ちにその乗車券を係員に呈示して有効期間の延長を請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長するものとする。

第281条 削 除

第5款 運行不能および遅延

(列車の運行不能・遅延等の場合の取扱い)

第282条 旅客は、旅行開始後または使用開始後に、次の各号の1に該当する事由が発生した場合には、事故発生前に購入した乗車券について、当該各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券および回数乗車券を使用する旅客は、第284条に規定する無賃送還（定期乗車券による無賃送還を除く。）、または第288条に規定する有効期間の延長もしくは旅客運賃の払いもどしの取扱いに限って請求することができる。

- (1) 列車等が運行不能となったとき
 - ア 第282条の2に規定する旅行の中止および旅客運賃の払いもどし
 - イ 第283条に規定する有効期間の延長
 - ウ 第284条に規定する無賃送還および旅客運賃の払いもどし
 - エ 第287条に規定する不通区間の別途旅行および旅客運賃の払いもどし
 - オ 第288条に規定する定期乗車券もしくは回数乗車券の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどし
 - (2) 列車等が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車等の出発時刻から1時間以上にわたって目的地に出発する列車等に接続を欠いたとき（接続を欠くことが確実なときを含む。）または着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき（遅延することが確実なときを含む。）
 - ア 第282条の2に規定する旅行の中止および旅客運賃の払いもどし
 - イ 第283条に規定する有効期間の延長
 - ウ 第284条に規定する無賃送還および旅客運賃の払いもどし
 - (3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって、当該列車等に乗車することができないとき
 - ア 第282条の2に規定する旅行の中止および旅客運賃の払いもどし
 - イ 第283条に規定する有効期間の延長
- 2 旅客は、旅行開始前または使用開始前に、前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券（定期乗車券および回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、これを駅に差し出して、すでに支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。ただし、乗車券が、有効期間内（前売のものについては、有効期間の開始日前を含む。）のものであるときに限る。

(旅行中止による旅客運賃の払いもどし)

第282条の2 前条第1項の規定により旅客が旅行を中止し、乗車券を駅に差し出して旅客運賃の払いもどしを請求した場合は、旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃の払いもどしをする。この場合、原乗車券が次のいずれかに該当するときは、それぞれに定めるところによる。

- (1) 割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず旅行中止駅・着駅間に対する当該割引の旅客運賃とする。
- (2) 2駅以上を共通の着駅とした乗車券であるときは、旅行中止駅・当該最遠駅間に対する旅客運賃とする。

(有効期間の延長)

第283条 第282条第1項の規定により旅客が有効期間の延長の取扱いを請求した場合は、次の各号に定めるところにより取扱う。

(1) 旅客は、乗車券の有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとする。この場合延長する有効期間は次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものをその乗車券の有効期間とする。

ア 第282条第1項第1号に定める事由の場合は、乗車券を預けた日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数

イ 第282条第1項第2号および同項第3号に定める事由の場合は1日

(2) 旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえこれを受け取るものとする。

(3) 旅客が、第1号の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(無賃送還の取扱方)

第284条 第282条第1項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取扱う。

(1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅（当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅）までの区間（以下「無賃送還区間」という。）を最近の列車等に乗車する場合に限り取扱う。

(2) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路によって取扱うものとする。

(3) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

(4) 旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2 前項の規定により無賃送還を行なった場合は、次の各号の定めるところにより旅客運賃および料金の払いもどしをする。ただし、回数乗車券を使用する旅客については、払いもどしの取扱いをしない。

(1) 発駅まで無賃送還のとき

すでに収受した旅客運賃の全額

(2) 発駅に至る途中駅まで無賃送還をしたときまたは旅客が無賃送還中の途中駅に下車したとき

ア 原乗車券が無割引のものであるときは、途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃

イ 原乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する割引の普通旅客運賃

ウ 2駅以上を共通の着駅とした乗車券であるときは、その最遠駅を着駅として計算した額

(3) 第1号および第2号の場合に旅客が当該券片を使用して途中下車をしていたとき（第2号の場合は、途中駅・着駅間内の駅に途中下車をしていたときに限る。）は、その途中下車駅を途中駅とみなして第2号の規定によって計算した額

3 第1項に規定する無賃送還を行なった場合、回数乗車券を使用する旅客は、当該券片

をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

第285条 削 除

(運行不能等の場合の旅客運賃の払いもどし駅)

第286条 第282条の2または第284条の規定により、旅客運賃の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払いもどしの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅

(不通区間を別途旅行した場合の旅客運賃の払いもどし)

第287条 第282条の規定により列車の運行不能のため不通となった区間を、旅客が当社線によらないで別途に旅行し、乗車券の有効期間内に、前途の駅から乗継をするときは、あらかじめ係員に申し出て不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、その証明書に記載された不乗区間に対する旅客運賃の払いもどしを請求するものとする。

(定期乗車券もしくは回数乗車券の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどし)

第288条 旅客は、第282条第1項の規定により定期乗車券もしくは回数乗車券の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしをする場合は、列車等が運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなったときに限り、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の延長または次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

- (1) 定期乗車券については使用しない区間（2区間以上ある場合は、その区間のキロ程を通算する。）の原定期乗車券と同一の種類および有効期間による定期旅客運賃を次の日数（第37条の2第2項の規定によりは数となる日数を附加して発売したものにあつては、当該日数を加えた日数）で除し、その1円未満のは数を1円単位に切り上げた日割額に、休止日数を乗じ、は数計算した額
 - ア 有効期間が1箇月のものにあつては、30日
 - イ 有効期間が3箇月のものにあつては、90日
 - ウ 有効期間が6箇月のものにあつては、180日
- (2) 回数乗車券については、回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除しては数計算した額

第289条 削 除

(座席指定料金の払いもどしの特例)

第290条 次の各号に該当する場合、旅客は、所持する座席指定券を駅に差し出し、座席指定料金の全額の払いもどしを請求することができる。

- (1) 運輸上の支障その他会社の責に帰する事由によって、座席（立席を含む）を指定して運行する座席指定列車の一部または全区間が運休となった場合の他、座席指定列車の座席を利用できなかった場合。但し、座席指定列車に乗り継ぎが可能な列車が遅延

し、乗り継ぎができない場合は除く。

- (2) 座席指定列車が、座席指定列車の最初の降車取り扱い駅に到着する時刻に90分以上遅延した場合。

第290条の2 削 除

(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)

第290条の3 旅客は、第282条または第307条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が会社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第282条から前条または第307条第4項に定める取扱いに限りて請求することができる。

- 2 旅客は、列車等の運行不能もしくは遅延が発生した場合、車両の故障等または第307条第2項の規定による手回り品の内容の点検もしくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたことにより列車等に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が会社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

第6款 誤乗および誤購入

(誤乗区間の無賃送還)

第291条 旅客（定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客を除く。）が乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限りて最近の列車によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

- 2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

(誤乗区間無賃送還の取扱方)

第292条 前条の規定による旅客が無賃送還中途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間および既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

(乗車券類の誤購入の場合の取扱方)

第293条 旅客が、誤って希望する乗車券類と異なる乗車券類を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の類似その他やむを得ないと認められ、係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券類に変更の取扱いをする。

- 2 前項の場合は、既に収受した旅客運賃または座席指定料金と正当な旅客運賃または座席指定料金を比較し不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

第8章 入 場 券

第1節 入 場 券

(入場券の発売)

第294条 次の各号に掲げる者が、乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする場合は入場券を購入し、これを所持しなければならない。この場合、入場者の年令別の区分については、第73条第1項の規定を準用する。

(1) 大人

(2) 小児（大人および小児が2人を超える幼児を随伴するときは、その超える幼児については小児とみなす）

(入場券の料金)

第295条 入場券の料金は次のとおりとする。

1枚について	大人	140円
	小児	70円

(入場券の効力)

第296条 入場券は、発売駅で発売当日中に1人1回に限って使用することができる。

2 入場券所持者は、列車内に立ち入ることができない。

(入場券が無効となる場合)

第297条 入場券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき
- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき
- (3) 大人が小児用の入場券を使用したとき
- (4) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

(入場券の様式)

第298条 入場券の様式は、様式第18号のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず入場券の代用として、入場料金と同額の常備片道乗車券をもって準用することができる。

(入場券の改札および引渡し)

第299条 入場券は、入場の際に、係員に呈示して入きょうを受けるものとする。

2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引き渡すものとする。その効力を失った場合もまた同じ。

(無札入場者)

第300条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合または、第297条

第1項の規定により入場券を無効として回収した場合は、その入場者から第295条の規定による入場料金を収受する。

2 前項の規定は、第297条第2項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払いもどし)

第301条 第6条の規定により入場券の使用を制限し、または停止した場合は、入場券を所持する者は、入場料金の払いもどしを請求することができる。

2 前項による場合のほか、入場料金の払いもどしはしない。

第2節 削 除

第301条の2 削 除

第9章 削 除

第302条～第306条 削 除

第10章 手 回 り 品

(手回り品および持込禁制品)

第307条 旅客は、第308条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

(1) 別表第3号に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの

(2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）

(3) 暖炉およびこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるものおよび懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。）

(4) 死体

(5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひなおよび魚介類で容器に入れたものまたは第308条第3項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬または第308条第4項に規定する小動物を除く。）

(6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの

(7) 車両を破損するおそれがあるもの

2 前項ただし書第1号または第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内および乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会を求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

4 第2項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第1項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第282条第

1 項第1号ア、イおよびウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

5 第2項および第3項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場からの退去を求めることがある。

第307条の2 別表第3号に定める危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。

(注) 揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

第307条の2 別表第3号に定める危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。

(注) 揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

(無料手回り品)

第308条 旅客は、携帯できる物品であって、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が、250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車およびサーフボードについては、次の各号の1に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したものまたは折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの

(2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの

3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

4 旅客は、小犬・猫・はとまたはこれらに類する小動物（猛獣およびへびの類を除く。）であつて、次の各号に該当するものは、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 他の旅客に危害を及ぼし、または迷惑をかけるおそれがないと認められるものであつ

て、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の容器に収納したもの

(2) 専用の容器に収納した重量が10キログラム以内のもの

第309条～第311条の5 削 除

(持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第312条 旅客が、第307条第1項ただし書または第308条の規定による制限をこえる物品を会社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は旅客を最近の駅に下車させる。

第313条～第314条 削 除

(手回り品の保管)

第315条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

第316条 削 除

第11章 削 除

第316条の2～第316条の10 削 除

第12章 削 除

第1節 削 除

第317条～第324条 削 除

第2節 削 除

第325条～第327条 削 除

柱式電鍍株式會社

※ 営業キロ程により旅客運賃を計算する場合、1キロメートル未満は数は切り上げて1キロメートル単位とします。

[illegible]

別表第2号

対キロ区間および表定運賃制旅客運賃表

(単位：円)

キロ程	普通運賃	通勤定期運賃			通学定期運賃		
		1箇月	3箇月	6箇月	1箇月	3箇月	6箇月
1	140	5,240	14,940	28,300	1,870	5,330	10,100
2	140	5,240	14,940	28,300	1,870	5,330	10,100
3	140	5,240	14,940	28,300	1,870	5,330	10,100
4	140	5,240	14,940	28,300	1,870	5,330	10,100
5	160	5,990	17,080	32,350	2,040	5,820	11,020
6	160	5,990	17,080	32,350	2,040	5,820	11,020
7	190	7,040	20,070	38,020	2,270	6,470	12,260
8	190	7,040	20,070	38,020	2,270	6,470	12,260
9	190	7,040	20,070	38,020	2,270	6,470	12,260
10	210	7,820	22,290	42,230	2,620	7,470	14,150
11	210	7,820	22,290	42,230	2,620	7,470	14,150
12	210	7,820	22,290	42,230	2,620	7,470	14,150
13	230	8,610	24,540	46,500	2,860	8,160	15,450
14	230	8,610	24,540	46,500	2,860	8,160	15,450
15	230	8,610	24,540	46,500	2,860	8,160	15,450
16	280	10,220	29,130	55,190	3,200	9,120	17,280
17	280	10,220	29,130	55,190	3,200	9,120	17,280
18	280	10,220	29,130	55,190	3,200	9,120	17,280
19	280	10,220	29,130	55,190	3,200	9,120	17,280
20	320	11,760	33,520	63,510	3,550	10,120	19,170
21	320	11,760	33,520	63,510	3,550	10,120	19,170
22	320	11,760	33,520	63,510	3,550	10,120	19,170
23	320	11,760	33,520	63,510	3,550	10,120	19,170
24	320	11,760	33,520	63,510	3,550	10,120	19,170
25	360	13,330	38,000	71,990	3,890	11,090	21,010
26	360	13,330	38,000	71,990	3,890	11,090	21,010
27	360	13,330	38,000	71,990	3,890	11,090	21,010
28	360	13,330	38,000	71,990	3,890	11,090	21,010
29	360	13,330	38,000	71,990	3,890	11,090	21,010
30	360	13,330	38,000	71,990	3,890	11,090	21,010
31	390	14,530	41,420	78,470	4,290	12,230	23,170
32	390	14,530	41,420	78,470	4,290	12,230	23,170
33	390	14,530	41,420	78,470	4,290	12,230	23,170
34	390	14,530	41,420	78,470	4,290	12,230	23,170
35	390	14,530	41,420	78,470	4,290	12,230	23,170
36	390	14,530	41,420	78,470	4,290	12,230	23,170

(単位：円)

キロ程	普通運賃	通勤定期運賃			通学定期運賃		
		1箇月	3箇月	6箇月	1箇月	3箇月	6箇月
37	390	14,530	41,420	78,470	4,290	12,230	23,170
38	410	15,310	43,640	82,680	4,510	12,860	24,360
39	410	15,310	43,640	82,680	4,510	12,860	24,360
40	410	15,310	43,640	82,680	4,510	12,860	24,360
41	410	15,310	43,640	82,680	4,510	12,860	24,360
42	410	15,310	43,640	82,680	4,510	12,860	24,360
43	410	15,310	43,640	82,680	4,510	12,860	24,360
44	410	15,310	43,640	82,680	4,510	12,860	24,360
45	430	16,110	45,890	86,940	4,630	13,200	25,010
46	430	16,110	45,890	86,940	4,630	13,200	25,010
47	430	16,110	45,890	86,940	4,630	13,200	25,010
48	430	16,110	45,890	86,940	4,630	13,200	25,010
49	430	16,110	45,890	86,940	4,630	13,200	25,010
50	430	16,110	45,890	86,940	4,630	13,200	25,010
51	430	16,110	45,890	86,940	4,630	13,200	25,010
52	430	16,110	45,890	86,940	4,630	13,200	25,010

※小児旅客運賃は、大人旅客運賃を折半し、10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額とする。

別表第3号

危険品

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発物の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内(競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内)のもの
				空包	銃用空砲	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管	—	
				火管	—	
				導爆線	—	

旅客営業規則

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発物の物	火薬類	火工品	雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	—
				星火を発する榴弾	—	—
				救命索発射器用ロケット	—	—
				煙火	—	—
				がん具煙火	がん具煙火 (おもちゃ花火・発炎筒*)、 競技用紙雷管及び その他のがん具用 軽火工品	容器・荷造ともの 重量が1キログラム以内のもの
				競技用紙雷管 (大形紙雷管を含む。)		
				導火線	導火線又は電気 導火線	容器・荷造ともの 重量が3キログラム 以内のもの
				電気導火線		
				その他の火工品	—	—
			その他	その他、火薬類取締法(昭和25 年法律第149号)で定める火薬類	—	—
		その他 爆発性 の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造ともの 重量が2キログラム 以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカー Sprey *	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造ともの 重量が3キログラム 以内のもの
			—	ジニトロベンゼン	—	—
			—	ジニトロナフタリン	—	—
			—	ジニトロトルエン	—	—
			—	ジニトロフェノール	—	—
			—	ニトログリコール	—	—
			—	トリニトロベンゼン	—	—
			—	トリニトロトルエン	—	—
			—	ピクリン酸	—	—
			—	過酢酸	—	—
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	—
			—	アジ化ナトリウム	—	—
			—	その他労働安全衛生法施行令 (昭和47年政令第318号)に おける危険物「1.爆発性の物」 に該当する品目	—	—

旅客営業規則

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
2	発火性の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	
			—	黄リンマッチ	—	
		その他 発火性の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300グラム以内のもの
			—	金属カリウム	—	
			—	金属リチウム	—	
			—	金属ナトリウム（金属ソーダ）	—	
			—	カリウムアマルガム	—	
			—	ナトリウムアマルガム	—	
			—	マグネシウム（粉状箔状又はひも状のものに限る。）	—	
			—	アルミニウム粉	—	
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	
			—	黄リン	—	
			—	硫化リン	—	
			—	赤りん	—	
			—	リン化石灰	—	
			—	リン化カルシウム	—	
			—	ハイドロサルファイト（亜二チオン酸ナトリウム）	—	
			—	カーバイド（炭化カルシウム）	—	
			—	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙等）*	容器・荷造ともの重量が5キログラム以内のもの
3	引火性の物	可燃性 液体	—	メタノール（メチルアルコール又は木精）	消毒用アルコール*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー*	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤*	
			—	ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール*	
			—	松根油	絵具用溶剤*	
			—	テレピン油（松精油）	絵具用溶剤*	
			—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー*	
			—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品（ローション、クリーム等）*	

旅客営業規則

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3	引火性の物	可燃性液体	—	アルコール(変性アルコールを含む。)	酒類*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			—	揮発油	—	—
			—	ソルベントナフタ	—	—
			—	コールタール軽油	—	—
			—	ベンゼン(ベンゾール)	—	—
			—	トルエン(トルオール)	—	—
			—	キシレン(キシロール又はザイロール)	—	—
			—	二硫化炭素	—	—
			—	酢酸ビニルモノマ	—	—
			—	エーテル	—	—
			—	クロロシラン	—	—
			—	アセトアルデヒド	—	—
			—	パラアルデヒド	—	—
			—	ジエチルアルミニウム	—	—
			—	モノメチルアミン	—	—
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	—
			—	ジメチルアミン	—	—
			—	ピリジン	—	—
			—	酢酸アルミ	—	—
			—	酢酸エチル	—	—
			—	酢酸メチル	—	—
			—	義酸エチル	—	—
			—	プロピルアルコール	—	—
			—	ビニルメチルエーテル	—	—
			—	臭化エチル(エチルプロマイド)	—	—
			—	酢酸ブチル	—	—
			—	フーゼル油	—	—
			—	灯油(石油)	—	—
			—	軽油(ガス油)	—	—
			—	重油(バンカー油、ディーゼル重油)	—	—
			—	ガソリン	—	—
			—	ニトロベンゼン(ニトロベンゾール)	—	—
			—	ニトロトルエン(ニトロトルオール)	—	—
			—	エチルエーテル	—	—
			—	酸化プロピレン	—	—
			—	ノルマルヘキサン	—	—
			—	エチレンオキシド	—	—
			—	酢酸ノルマル-ペンチル	—	—
			—	イソペンチルアルコール	—	—
			—	メチルエチルケトン	—	—

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3	引火性の物	その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
4	可燃性のガス	高圧ガス	圧縮ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶*	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
					炭酸ガスカートリッジ*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
				天然ガス	プロパンガス*	
				水素ガス	水素ガス吸入器*	
				窒素ガス	窒素ガスボンベ*	
				オゾン	オゾン発生器*	
				ヘリウム	ヘリウムガス*	
				ネオンガス	ネオン管*	
				アセチレンガス	—	
				硫化水素ガス	—	
				一酸化炭素ガス	—	
				石炭ガス	—	
				水性ガス	—	
				空気ガス	—	
				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	
				ホスゲンガス	—	
				アルゴン	—	
				エタン	—	
				エチレン	—	
				メタン	—	
				その他の圧縮ガス及びその製品	—	
			液化ガス	液化炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
				液化プロパン	プロパンガス*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
				フロン— 12	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性 のガス	高圧 ガス	液化 ガス	フreon— 22	エアゾール噴射剤、 エアコンガス*	2リットル以内又 は容器・荷造とも の重量が2キロ グラム以内のもの
				ブタン	ライター、 カセットガスボンベ	
				液体空気	—	—
				液体窒素	—	—
				液体酸素	—	—
				液体アンモニア	—	—
				液体塩素	—	—
				液体亜硫酸	—	—
				液化シアン化水素（液体青酸）	—	—
				塩化エチル	—	—
				塩化メチル（メチルクロライド）	—	—
				液化酸化エチレン	—	—
				塩化ビニルモノマ	—	—
				液体メタン	—	—
				その他の液化ガス及びその製品	—	—
5	酸化性 の物	塩素酸 塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	—	—
			—	塩素酸カリウム	—	—
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	—	—
			—	塩素酸カルシウム	—	—
			—	塩素酸ストロンチウム	—	—
			—	塩素酸アンモニウム	—	—
			—	その他の塩素酸塩類	—	—
		過塩素 酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）	—	—
			—	過塩素酸カリウム	—	—
			—	過塩素酸ナトリウム	—	—
			—	その他の過塩素酸塩類	—	—
		過酸 化物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—	—
			—	過酸化カルシウム	—	—
			—	過酸化マグネシウム	—	—
			—	過酸化バリウム	—	—
			—	過酸化亜鉛	—	—
			—	過酸化カリウム	—	—
			—	その他の無機過酸化物	—	—
		硝酸 塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料*	容器・荷造とも の重量が2キロ グラム以内のもの
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）	—	—
			—	硝酸ナトリウム	—	—
			—	その他の硝酸塩類	—	—

旅客営業規則

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
5	酸化性の物	亜塩素酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	その他の亜塩素酸塩類	—	—
		次亜塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	—
			—	その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造しているもので、液体は1リットル以内、個体は重量が0.5キログラム以内のもの
		その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム	—	—
			—	過硫酸カリウム	—	—
			—	過硫酸ナトリウム	—	—
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—	—
			—	その他の酸化性の物及び製品	—	—
6	放射性の物	放射性物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—	—
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗剤*	
			—	硝酸	—	—
			—	塩化スルホン酸（塩化スルフリルを含む。）	—	—
			—	沸化水素酸	—	—
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—	—
			—	フェロシリコン	—	—
			—	塩化硫黄	—	—
			—	クロルピクリン	—	—
			—	四エチル鉛	—	—
			—	クロロホルム	—	—
			—	臭素（ブロム）	—	—
			—	ホルマリン	—	—
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物	—	—
			—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他 危険物	農薬	—	硫黄剤	農薬取締法 (昭和23年法律 第82号)の適用を 受ける農薬	拡散用高圧容器 に封入した農薬 で2本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	デリス剤		
			—	BHC剤		
			—	DDT剤		
			—	鉍油剤		
			—	その他、農薬取締法 (昭和23年法律第82号)の 適用を受けるもの		
		その他 危険物	—	生石灰(酸化カルシウム)	乾燥剤*	破損するおそれ のない容器に密閉 した1個の重量が 20キログラム以内 のもの
			—	塩化アセトフェノン (クロルアセトフェノン)	催涙スプレー*	容器・荷造とも の重量が3キロ グラム以内のもの
			—	低温焼成ドロマイト	—	—
			—	塩化リン	—	—
			—	臭化ベンジル	—	—
			—	四塩化チタン	—	—

(注1)「適用除外の物品」欄中「物品」欄に*印が記載されているものは、日常の用途に使用する
小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

(注2)農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。

別表第4号

座席指定料金表

・座席指定料金は旅客1人につき以下の通りとする。

区分	取扱駅の出札機器	京王チケットレスサービス
平日	600円	500円
土・休日	500円	400円

・立席発売時の座席指定料金は旅客1人につき以下の通りとする。

座席指定券(立席)は京王チケットレスサービスにおいて平日のみ発売し、
座席指定料金は400円とする。

【備考】

- 1 この表において「取扱駅の出札機器」とは、駅に設置する自動券売機等、その他会社がこれに準ずるものとして定める座席指定券の発売方法をいう。
- 2 この表において「京王チケットレスサービス」とは、会社が別に定めるインターネットによる座席指定券の発売方法をいう。
- 3 この表において「平日」および「土・休日」の区分は、会社が別に定めるところによる。
- 4 京王チケットレスサービスにより発売する座席指定券の料金の適用日は、第5条 第3項の定めによる。

改札きょうこん表

きょうこん 番	きょうこん 形	駅 名	きょうこん 番	きょうこん 形	駅 名
1		新 宿	18		調 布
2		新 宿	19		西 調 布
3		初 台	20		飛 田 給
4		幡 ケ 谷	21		武蔵野台
5		笹 塚	22		多磨霊園
6		代 田 橋	23		東 府 中
7		下高井戸	24		府 中
8		桜 上 水	25		分倍河原
9		上 北 沢	26		中 河 原
10		八 幡 山	27		聖蹟桜ヶ丘
11		芦花公園 山 田	28		百 草 園
12		千歳烏山	29		高幡不動
13		仙 川	30		南 平 稲 城
14		つつじヶ丘	31		平山城址 公 園
15		柴 崎	32		長 沼
16		国 領	33		北 野
17		布 田	34		京王八王子

きょうこん 番 号	こん形	駅 名	きょうこん 番 号	こん形	駅 名
35		京王片倉 三鷹台	52		高井戸
36		めじろ台	53		富士見ヶ丘
37		狭田間 浜田山	54		久我山
38		高尾	55		井の頭公園
39		高尾山口	56		吉祥寺
40		府中競馬 正門前	57		京王多摩川
41		多摩動物 公園	58		京王 よみうりランド
42		渋谷	59		京王永山
43		神泉	60		京王 多摩センター
44		駒場東大前	61		京王堀之内
45		池ノ上	62		南大沢
46		下北沢	63		多摩境
47		新代田 若葉台	64		橋本
48		東松原 京王稲田堤	65		予備
49		明大前	※予備きょうの使用は新宿・高尾に限るものとし、その他の駅で使用する場合は鉄道営業部営業課の指示によるものとする。		
50		永福町			
51		西永福			

